

仙台空港鉄道株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、仙台空港鉄道株式会社と称する。

英文では、Sendai Airport Transit Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業
- (2) 鉄道事業に関連する企画、コンサルティング及び調査受託の各業務
- (3) 不動産の売買、賃貸、売買代理及び媒介
- (4) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- (5) 広告・宣伝全般の企画制作及び代理業務
- (6) 飲食店及び喫茶店の経営
- (7) 医薬品、酒類、加工食料品、日用雑貨品、たばこの販売、及び郵便切手、収入印紙の売り捌き
- (8) 損害保険の代理業
- (9) 駐車場の経営及び管理業務の受託
- (10) 展覧会、展示会、見本市、講演会、セミナー、スポーツ等各種催事の会場施設の経営及び管理業務の受託
- (11) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県名取市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載して行ふ。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,780株とする。

(新株の発行価額)

第7条 当社の発行する株式の1株あたりの発行価額は、金50,000円とする。

(株券の種類)

第8条 当社の株式については、株券を発行するものとし、すべて記名式とし、株券の種類は、1株券、10株券、100株券及び1,000株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡する場合は、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第10条 株式の名義書換その他株式に関する取扱いについては、取締役会の定めるところによる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役社長に欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が招集する。

3 定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長には、取締役社長が当たる。

2 取締役社長に欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主又はその法定代理人は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。

2 前項の場合においては、総会ごとに、あらかじめ委任状を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第16条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第19条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長に当たる。

2 取締役社長に欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

3 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

4 取締役会は、取締役及び監査役の全員の合意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。

(取締役会決議の要件)

第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれをなすものとする。

(代表取締役)

第 21 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

(役名及び業務執行)

第 22 条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長、取締役副社長各 1 名及び専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2 取締役会長は、当社の業務全般について指導助言する。

3 取締役社長は、当社を代表し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の運営等)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令及びこの定款で定める事項のほか、取締役会の定めるところによる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第25条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第26条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の合意があるときは、召集の手続きを省略して開催することができる。

(監査役会決議の要件)

第30条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役会の運営等)

第 32 条 監査役会に関する事項については、法令及びこの定款で定める事項のほか、
監査役会の定めるところによる。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもこれを受領するものがないときは当会社に帰属する。

第7章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 35 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 2 , 2 1 6 株とし、その発行価格は 1 株につき 5 0 , 0 0 0 円とする。

(最初の営業年度)

第 36 条 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 37 条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年以内の最初の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株式数)

第 38 条 当会社の発起人の氏名、住所及び引受株式数は、次のとおりである。

(住所) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

(氏名) 宮 城 県 1 , 2 0 0 株

(住所) 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

(氏名) 仙 台 市 3 8 0 株

(住所) 宮城県名取市増田字柳田 8 0 番地

(氏名) 名 取 市 1 4 4 株

(住所) 宮城県岩沼市桜一丁目 6 番 2 0 号

(氏名) 岩 沼 市 7 2 株

(住所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目16番12号

(氏名) 仙台商工会議所 20株

(住所) 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(氏名) 東日本旅客鉄道株式会社 120株

(住所) 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号

(氏名) 株式会社七十七銀行 60株

(住所) 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

(氏名) 株式会社仙台銀行 20株

(住所) 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目2番28号

(氏名) 株式会社河北新報社 20株

(住所) 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号

(氏名) カメイ株式会社 20株

(住所) 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目2番17号

(氏名) 株式会社藤崎 20株

(住所) 宮城県仙台市青葉区本町一丁目15番5号

(氏名) 仙台シーエーティヴィ株式会社 20株